

## 社会福祉法人笑顔の役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人笑顔(以下「法人」という。)の役員及び評議員の報酬及び交通費等の実費弁償費について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第3条 役員が理事会、評議員会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び交通費等の実費を支払う。

(役員及び評議員の臨時的報酬等)

第4条 理事長及び監事が、理事会及び評議員会以外の日において、臨時的に法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費等の実費を支払うことができる。

2 理事及び評議員が、理事会及び評議員会以外の日において、臨時的に理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費等の実費を支払うことができる。

(理事長及び理事の定期的報酬等)

第5条 理事長及び理事が、定期的かつ継続的に法人業務及び事業の運営のための業務にあたる場合は、その役割、職務内容、勤務時間を総合的に勘案・評価し、別表3により報酬及び交通費等の実費を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により旅費等を支給することができる。

(改正)

第7条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は平成28年12月27日から施行する。

別表1（第3条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席	10,000円	交通費等の実費
評議員会出席	10,000円	交通費等の実費

交通費は、職員の交通費支給基準を準用し、「交通費支給申請書」をもって行う。  
その他の通信費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

別表2（第4条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長・監事業務報酬等	1時間5,000円	交通費等の実費
理事及び評議員業務報酬等	1時間4,000円	交通費等の実費

交通費は、職員の交通費支給基準を準用し、「交通費支給申請書」をもって行う。  
その他の通信費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

別表3（第5条関係）

号 俸	支給基準	
1号俸	月額	100,000円
2号俸	月額	200,000円
3号俸	月額	300,000円
4号俸	月額	400,000円
5号俸	月額	500,000円
6号俸	月額	600,000円
7号俸	月額	700,000円
8号俸	月額	800,000円
9号俸	月額	900,000円
10号俸	月額	1,000,000円

交通費は、職員の交通費支給基準を準用し、「交通費支給申請書」をもって行う。  
その他の通信費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

別表4（第6条関係）

名 称	旅 費
旅費等	旅費規程による